

ゆうちょ銀行の新規業務に関する郵政民営化委員会の調査審議 に向けた意見

郵政民営化法は、「民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねる（第1条）」「地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ」、「当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じる」（第2条）としています。

同法の目的や基本理念を踏まえ、私たちは、他の金融団体とともに、従前より、郵政民営化にあたっては、公正な競争条件の確保、適正な経営規模への縮小、地域との共存、利用者保護、を総合的に検討することが重要であると主張してまいりました。

上記の4つの観点から、今回のゆうちょ銀行における新規業務の認可申請に対する私たちの意見を述べさせていただきます。

1．公正な競争条件の確保

私たちは、政府が間接的にゆうちょ銀行株を保有している間は、民間金融機関との公正な競争条件が確保されたとは言えないと考えています。

先般、日本郵政グループは「中期経営計画（2021～2025）の基本的考え方」において、日本郵政が保有するゆうちょ銀行の株式について、できる限り早期に処分すること、および、まずは保有割合を50％程度とする旨の方針を示しました。しかしながら、株式処分についての具体的な計画は示されておらず、完全民営化、すなわち株式の全部処分に向けた道筋は依然として明らかにされていません。保有割合を50％程度に保ちつつ、新規業務の事前届出制へ移行し、業務の自由度のみを高めることは不適切と考えます。

ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な計画が示され、その実行が担保されることが、ゆうちょ銀行の新規業務を検討するにあたっての前提となると考えます。

2．適正な経営規模への縮小

私たちは、かねてより、国際的に類を見ない規模に肥大化した郵貯事業の適正な規模への縮小を求めています。こうした中、完全民営化に向けた具体的な道筋が明らかにされないまま、新規業務の認可申請が行われたことは誠に遺憾です。

特に、フラット 35 の直接取扱いについては、既に、民間金融機関が様々な商品をお客さまに提供している住宅ローン市場に、政府出資の残るうち銀行が直接参入してくることとなり、郵政民営化法の目的に反するものと考えられるため、認められるべきではないと考えます。

3．地域との共存

ゆうちょ銀行と民間金融機関は、地域の中小企業の事業承継支援、台風等の被害からの復興支援、新型コロナウイルス感染症等の影響により経営環境が悪化した事業者への支援等を目的としたファンドの設立・出資を行っています。また、郵便局の空きスペースへの民間金融機関の A T M コーナーの設置、郵便局窓口における民間金融機関の事務の取次ぎなど、各行の経営判断のもと、様々な連携を進めています。このような、地域活性化やお客さまの利便向上等を目的とした連携・協調は意義深いことと考えています。

公正な競争条件が確保されていない中での今回の認可申請は、こうした連携・協調の動きに水を差しかねません。なかでも、前述のとおり、フラット 35 の直接取扱いは、地域の住宅ローン市場における民業圧迫につながりかねません。公正な競争条件が確保されないまま、そのような事態となることで、これまで積み上げてきた信頼関係が損なわれることを懸念します。

こうした観点からも、あらためて、まずはゆうちょ銀行の完全民営化に向けた説明責任が果たされることを強く希望します。

4．利用者保護

日本郵政グループにおいては、保険や投資信託の不適切な営業活動により、お客さまが経済的不利益を被る事案が多数発生しています。

ゆうちょ銀行が新規業務を開始する前提として、既存業務を含め、グループ全体のガバナンスやコンプライアンス機能の強化、適正な営業推進態勢の確立に向けた取組み等、顧客本位の業務運営が徹底されるための十分な態勢整備が行われることが必要と考えます。併せて、関係当局において、その適切性を随時検証していく必要があると考えます。

また、口座貸越による貸付業務については、貴委員会が2017年6月に公表した意見において、留意事項として、業務遂行能力・業務運営態勢の実効性の的確な確保や、利用者への分かりやすく丁寧な説明、利用者の適正な利用のサポート、必要な注意喚起を行う態勢の十分な確保が必要である旨が指摘されています。ゆうちょ銀行においては、これらの留意事項への対応と、その情報開示を十分に行っていく必要があると考えます。

以 上